

町
報

よぶこ

発行／呼子町・編集／企画課・印刷／唐津印刷有限会社

町 勢	
昭和50年 1 月末現在 住民基本台帳による	
人口 男	3,718 人
女	4,075 人
計	7,793 人
世帯数	2,032 世帯
一戸平均	3.84 人

呼子港の防波堤完成

2月15日しゅん工式



呼子港は国の避難港として指定を受けていますが、今度防波堤が完成、15日午前11時すぎから保利代議士、池田知事、竹内良夫運輸省港湾局長らを招いて、国民宿舎「呼子ロッジ」でしゅん工式が行われました。また呼子港口では漁業者の方々が、大漁旗をなびかせた漁船二十五隻で、中央防波堤を三周して完成を祝われました。

防波堤は町尾ノ下鼻と加部島との間に建設され、南防波堤（二百メートル）、中防波堤（二百六十メートル）、北防波堤（九十メートル）の三堤。中防波堤は潮流を考慮して「へ」の字形。高さ十メートルの捨て石の上に幅八メートルのケーソンを据え、コンクリート壁を積み上げる方式。また呼子湾も西側入り口の弁天島横海底を約五メートルせつして、千ト級の船でも楽に入港出来るようになりました。四十三年度着工、施工は五洋建設、唐津土建工業、日本テトラポット、中央開発。

呼子港は四十二年五月に避難港の指定を受けていたものですが、昔から玄界航行船の停泊港でもあり、海上交通の要所、海運、観光水産ともに港の利用度は高く、町のこれからの産業振興にさらに大きく貢献することでしょう。

3月15日まで所得税の申告と納税をお忘れなく

さあ投票、明るく

住みよい町づくり!!

今年 は統一 地方選挙の年です。四月になると県知事及び県議会議員選挙を初めとして本町の議会議員の選挙が行なわれます。選挙の日どりは次の通りです。

● 県知事選挙

告示日 三月十九日

投票日 四月十三日

● 県議会議員選挙

告示日 四月一日

投票日 四月十三日

● 町議会議員選挙

告示日 四月二十日

投票日 四月二十七日

地方自治は私達が選んだ代表者が私達の日常生活にきわめて身近な問題をとりあげてその解決をはかってゆくためのものです。いつの選挙でも真に住民の為に働いてくれる「すぐれた代表者」を選びたいものです。この大切な選挙で私達は少なくとも次のことに特に気を配りましょう。

○ 旧態依然とした部落推せん、炊き出し等はやめ新しい時代にふさわしい選挙をしましょう。

○ つきあい投票や情実投票をやめ地方自治をになうにふさわしい代表者を選びましょう。

○ 金品のやりとり飲み食い義理づきあいはやめましょう。

○ 選挙に積極的に参加しましょう。選挙権のある者とは（被登録資格等）

◆ 県知事及び県議会議員選挙

① 年齢要件

日本国民で満二十年以上（昭和五十年四月十三日現在）即ち昭和三十年四月十四日以前に生れた者

② 居住要件

三か月以上（昭和五十年三月十七日現在）当町内に住所を有する者即ち昭和四十九年十二月十七日以前に転入届がなされ引き続き三か月以上（昭和五十年三月十七日まで）本町の住民基本台帳に登録されている者

◆ 町議会議員選挙

① 年齢要件

日本国民で満二十年以上（昭和五十年四月十五日現在）即ち昭和三十年四月二十八日以前に生れた者

② 居住要件

三か月以上（昭和五十年四月十五日現在）即ち昭和五十年一月

③ 失格要件がないこと

例えば（一）禁治産者（二）禁固以上の刑に処せられその執行を終るまでの者（三）法律で定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権の停止を受けたもの投票を はじめてされる方のため

① 先ず配布された入場券の記載事項をよくよんで確かめましょう

イ、投票日、投票時間

ロ、自分の投票場所

② 投票当日、自分の入場券をもって投票所へ

③ 受付係へ入場券を渡すとこれと引換に到着番号札が渡されます

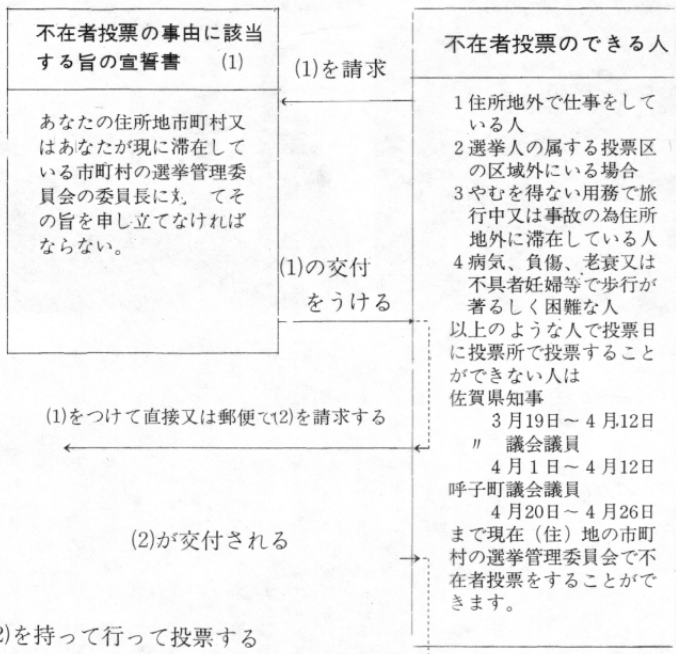
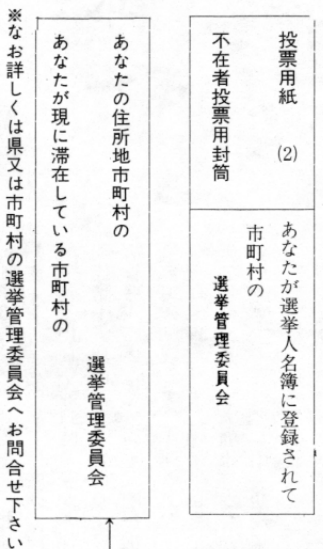
④ その到着番号札を持って名簿対照係へ行きます

⑤ 名簿対照係では本人であるかどうかを確かめます

⑥ 名簿対照が済んだら到着番号札とひきかえに投票用紙の交付を受けます

⑦ 投票用紙をもって記載所へ行き候補者の氏名を一人だけ書き投

不在者投票手続の概要



投票日に投票できない人は

◎ 不在者投票制度を活用しましょう!!

不在者投票のできる人

- 1 住所外で仕事をしている人
 - 2 選挙人の属する投票区の区域外にいる場合
 - 3 やむを得ない用務で旅行中又は事故の為に住所外に滞在している人
 - 4 病気、負傷、老衰又は不具者妊婦等で歩行が著しく困難な人
- 以上のようない人でも投票日に投票所へ投票することができない人は佐賀県知事
- 3月19日～4月12日
- 〃 議会議員
- 4月1日～4月12日
- 呼子町議会議員
- 4月20日～4月26日
- まで現在（住）地の市町村の選挙管理委員会へ不在者投票をすることが出来ます。

票箱の中に自分を入れる

町報よぶこ

郵便投票証明書交付申請書

公職選挙法施行令第59条の3の規定によって郵便投票証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

昭和 年 月 日
現住所
選挙人名簿に記載されている住所
生年月日 明治 年 月 日
氏名

選挙管理委員会委員長 殿

添付書類

身体障害者手帳若しくは公職選挙法施行令第59条の2第1号に規定する両下肢等の障害の程度を証する書面又は戦傷病者手帳若しくは同令第59条の2第2号に規定する両下肢等の障害の程度を証する書面

備考

氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

宣誓書

私は、次の事由によって、昭和 年 月 日執行の選挙の当日、自ら投票所に行つて投票することができない見込みであります。

(不在者投票事由)

昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
県 市(郡) 町(村) において
のため

上記、真実に相違ないことを誓います。

昭和 年 月 日

住所 (又は居住地)	
選挙人名簿に記載されている住所	
生 年 月 日	明大 年 月 日
職業 (くわしく)	
氏 名	

※ 以下記入しないこと。

投票区	町名	名簿	交付月日	投票月日	投票番号
		員数			
		番号			

※郵便による不在者投票の方法

選挙人
(該当者)

- 身体障害者
両下肢体幹
(1級もしくは2級者)
心臓、じん臓、呼吸器
(1級もしくは3級)
- 戦傷病者
両下肢、体幹
(特別項症から第2項症まで)
心臓、じん臓、呼吸器
(特別項症から第3項症まで)

選挙人の現住する場所で投票)

(1)町選管より証明書交付申請書受領
(代人でもよい)

郵便投票証明書請求 (2)

①証明書交付申請書
本人が署名したもの(点字、活字、代筆は除く)

②身体障害者手帳又は戦傷病者手帳添付

(3)郵送により本人宛証明書交付
(4ヶ月有効)

不在者投票用紙等の請求(自書) (4)
(選挙の期日前4日前迄)
郵便投票証明書添付

(5)郵送により本人宛投票用紙等交付
郵送により選管へ (6)

選挙管理委員会委員長
郵便投票証明書交付申請において手帳交付出来ないとき又は障害の程度が判明出来ない時は知事の証明を必要とします

避難訓練実施のお願い

火災の多発期に入り、全国各地で火災により多くの尊い人命が失われています。

この火災からの生命を守るため収容人員30人以上の次にあてはまるところは避難訓練を実際に行なつて下さい。

劇場、映画館、観覧場、公民館等、キャバレー、カフェー等、遊技場、ダンスホール、待合、料理店の類、百貨店、マーケット、その他店舗、展示場、旅館、ホテル、宿泊所、病院、診療所、福祉施設、幼稚園、公衆浴場のうちトルコ浴場、サウナ浴場の類、などの事業所です。

訓練を実施する場合は、あらかじめ、そのことを消防本部又は、消防署に通報していただきますようお願いいたします。

広城消防本部唐津②4146番

昭和50年交通安全年間スローガン決まる

【運転車向け】

急ぐほど 減らす燃料 増す危険

【歩行者向け】

手をかそう ちっちゃな子どもと お年寄り

【こども向け】

とびだすな あのみち そのみち こうさてん

新しい国民健康保険被保険者証

交付のお知らせ

皆さんが現在御使用になっている国民健康保険被保険者証(以下保険証と云う)の有効期限が昭和50年3月31日迄となっておりますそこで新しい保険証を各区分長さん宅に送付致しますので印鑑持参の上現在使用されている保険証と引換えに新しい保険証を昭和50年4月1日に受取して下さい。

尚保険証を区分長さん宅に送付するが昭和50年3月28日頃になる予定でありますので28日以降に国民健康保険の異動(例えば転入や転出、資格の得喪等)のある方は区分長さん宅から新しい保険証を受取って現在御使用になっている保険証と一緒に役場へ持参下さい。

国民健康保険係

液化石油ガスによる事故の防止
について液化石油ガス消費家庭
のみなさんへ

- 去る二月二日佐賀郡大和町北原団地の液化石油ガス消費家庭において、瞬間湯沸かしの不完全燃焼により、母子三名が一酸化炭素中毒死するといういたましい事故が発生しております。ついては、みなさんの御家庭で、今後このような事故が起こらないよう次のことを注意してください。
- (1) ガス器具を使用するときは、ときどき窓を開けるなど換気に十分気をつけてください。特に内だきの風呂がまや瞬間湯沸器のある部屋には煙突や上下の換気口をつけてください。
 - (2) ガス器具のコックは使用後、特に外出時、就寝前には確実に閉めてください。
 - (3) ガス器具を使用しているときは、外出しないようにしてください。
 - (4) 使っていない元コックはゴムキャップをつけて、ホースバンドで締めつけてください。(ときどき石けん水でガス漏れがないか調べてください。)
 - (5) 元コックやガス器具とゴムホースとの接続は確実にし、ホースバンドで締めつけてください。(ときどき石けん水でガスがもれてないか調べてください。)
 - (6) ガス器具を使用するときは、

点火確認、着火確認を確実にしてください。また、赤い炎で不完全燃焼していないかときどき注意してください。

(7) ゴムホースはできるだけ短くし、更にガス器具と触れていないか常に注意してください。

(8) ガス漏れやガス器具の調子が悪い場合は最寄りの液化石油ガス販売業者に連絡してください。

(商工観光課)

心身障害者扶養
共済のご利用を

この制度は、心身障害者を扶養しておられる方が、死亡や廃疾となられた時、心身障害者の方の将来の生活について、いくらかでも援助しようとする制度です。

また未加入の方で次に該当される方は、至急申込み下さい。

一、該当資格

○一級〜三級程度の障害者を扶養しておられる

○四十五歳未満の方

○昭和四十四年四月二日〜昭和五十四年四月一日生まれの方

一、甘済掛金

○年齢に応じ、一、〇〇〇〜

一五〇〇円

一、扶養者が死亡、又は廃疾となった時

○月額二万円支給

一、心身障害者死亡の時

○弔慰金として二万円支給

あなたの年金権は？

- 一、申込期限
- 三月二十日
- 一、申込み先
- 厚生課福祉係

国民年金の思いがけいや聞きまわちが原因で、大切な年金の権利(生涯つづくもの)を捨てていないでしようか。もう一度確かめてください。

国民年金は、保険料をかけて支給される「拠出制の年金」と、保険料とは関係なく満七十歳から支給される「福祉年金」の二つの制度があります。

しかし、中には「拠出制の国民年金に加入しなくても、いずれ満七十歳になれば福祉年金がうけられるから」と本気で思いこんでいる人があります。これは大変なまちがいで、保険料なしでうけられる福祉年金や、老齢特別給付金は、いわゆる特例的な制度であり、これらの全部は、明治四十四年四月一日以前に生まれた高齢者のみを対象とした経過的なものです。

したがって、一般の人々、すなわち明治四十四年四月二日以降に生まれた人(満二十歳以上)は、拠出制の国民年金や厚生年金保険など、どれかの公的年金制度に加入し保険料を納めないことには、どの年金制度からも年金はうけることができません。

もし、加入者の人があれば、

今すぐ役場の国民年金係までおかけください。



お誕生

一月現在

七種 栄子(武彦四女) 中町
松本 和也(伊好長男) 〃
新家 正浩(一義三男) 松浦町
山下 順子(弘道二女) 愛宕町
杉 直輝(健之長男) 加部島
川添めぐみ(英幸長女) 小川島



高砂や

吉田(和夫) 愛宕町
堤 可代子 中町
日浦 真人 松浦町
渡辺 寿子 唐津市



おくやみ

島田テルヨ 60歳 海士町
未継 ヒデ 77歳 釣町
霜重 正 42歳 松浦町
松永 清 62歳 〃
安川日出男 78歳 川端町
黒田磯之助 76歳 愛宕町
坂本徳次朗 74歳 〃
竹内 マツ 82歳 小友
作本 ヨシ 84歳 小川島
古川喜久治 74歳 〃
前川権三郎 75歳 〃